

Title	オスマン朝下イスタンブルにおけるイエディクレ周辺の皮鞣工と皮鞣工房群
Sub Title	Tanners and tanneries around Yedikule in Ottoman Istanbul
Author	藤木, 健二(Fujiki, Kenji)
Publisher	三田史学会
Publication year	2012
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.81, No.1/2 (2012. 3) ,p.151- 168
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20120300-0151

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

オスマン朝下イスタンブルにおけるイエディクレ周辺の 皮鞣工と皮鞣工房群

藤 木 健 二

はじめに

オスマン朝下の同職組合史研究の現状は、地域・時代・業種ごとに多様な同職組合の事例を蓄積させつつ、従来議論されてきた組合の自治性や自律性について、そうした多様性を踏まえて再検討してゆく段階にある。⁽¹⁾こうした研究の現状を踏まえ、筆者は『日本中東学会年報』誌上に発表した「一八世紀イスタンブルの皮鞣工組合」に関する小論において、皮鞣工房群の分布や皮鞣工組合の構造、原材料や商品の売買をめぐる紛争の実態を検証しつつ、組合の自治性・自律性について都市当局や他の同職組合との関係を中心に考察を試みた。⁽²⁾しかし、皮鞣工の生活や環境、役員と構成員の関係といった組合や工房群の内部の問題については、主な史料として用いたイ

スタンブル・アフキヤーム台帳 *Istanbul Ahkam Defter-i Levî* の性格上、その重要性にも拘らず十分に検討することができなかつた。⁽³⁾ 本稿の目的は、こうした課題を少しでも克服することにある。

これらの問題を考える際、まず注目すべきはエヴリヤ・チェレビー *Evliya Çelebi* (一六八五年頃歿) の『旅行記 *Seyahat-name*』に記された皮鞣工に関する記述であろう。この『旅行記』には、イスタンブルの皮鞣工を取り巻く環境や、雇用・養育をめぐる彼らに固有の慣習について比較的詳細な記述があり、とりわけ後者については早くからその史料的重要性が指摘されてきた。そして皮鞣工組合の自治的・自律的側面を強調する根拠とされてきたが、⁽⁴⁾ 管見の限り、その実態をめぐって他の史料による裏付けや具体的な検討はなされてこなかつたので

ある。

以上を踏まえ、本稿ではオスマン朝下イスタンブルにおいて皮鞣業の一大中心地であり続けたイエディクレ皮鞣工房群を取り上げ、まず、そこでの皮鞣工を取り巻く施設や店舗・工房の分布を整理する。その上で先述の雇用・養育をめぐる慣習の実態と、それと密接に関わる組合による構成員の監督と処罰の問題について可能な限り検討することとしたい。対象とする時代は主に一七・一八世紀とし、史料としてはエヴリヤ・チェレビーの『旅行記』に加え、その史料的重要性にも拘らず十分に活用されてこなかったイスタンブル・シヤリーア法廷台帳 *Istanbul Mahkemesi Şer'iye Sicil Defterleri* を中心に用いる⁽⁶⁾。

一 イエディクレ皮鞣工房群と周囲の環境

イエディクレ皮鞣工房群は、一五世紀後半、スルタン・メフメト二世(在位一四四四—四六、一四五一一—八一年)のワクフ財源として、「イエディクレの外(Yedi-kule harici)」や「イエディクレ周辺(Yedikule havâlisî)」と呼ばれるイスタンブル西南部の郊外の一画に建設された⁽⁷⁾。その当初の規模は明らかでないが、一六世紀

後半から一八世紀の工房数は三〇〇—四〇〇軒程度であった⁽⁹⁾。皮鞣業には大量の水を必要とし、また悪臭や汚水を伴うことから、その工房は一般に都市の周辺部に立地したが⁽¹⁰⁾、とりわけイエディクレ周辺は周囲を空き地に囲まれており、都市の他地区とは一定の距離を置く孤立した空間であった⁽¹¹⁾。また、当初より屠畜・皮鞣・腸線製造といった「家畜利用業」の中心地として開発され、屠畜場や腸線工房もメフメト二世のワクフ財源として皮鞣工房群に併設された⁽¹²⁾。その結果、周囲には夥しい悪臭が立ち込めることとなり、エヴリヤ・チェレビーに拠ればそれは「他所者が少しでも留まればその者は死んでしまふ」程であった⁽¹³⁾。

他方、エヴリヤ・チェレビーは、都市郊外に工房が集まるイエディクレ周辺のあり方を「整った町(Kassa-bai-mâimûre)」と表現し、そこには一軒の金曜モスク(cami)と七軒のモスク(mescid)・一軒の金曜モスク(han)・一軒の公衆浴場(hammâm)・七軒の水場(sebil)・三軒の修道場(tekve)・屠畜場(sallahâne)・三〇〇軒の皮鞣工房(tabbâğ dükkân)・皮革加工用の糊をつくる五〇軒の工房(aütkaıcı kârhanesi)があり、さらに沿岸部には七〇軒の腸線工房(kirisci kârhanesi)

②)があつたと記している⁽¹⁴⁾。当該史料にはこれらの工房や施設に関する具体的な情報は記されておらず、軒数については誇張されている可能性もあるが、少なくともこの記述から同地区が単なる工房の密集地帯ではなく、日常生活に必要な宗教・公共施設をも備えていたと見ることはできよう。そして、このことは他の史料からも以下のように跡付けられる。

アイヴァンサライー・ヒュセイイン・エフエンディ Ayvānsarāyi Hüseyin Efendi (一七八七年歿)の『諸モスクの庭園 Hadikarū'l-Cevami』による⁽¹⁵⁾、この地区には一五世紀後半にスルタン・メフメト二世のワクフ財源としてイエディクレ・モスク Yedikule Camii Serifiが建設された⁽¹⁵⁾。先述の『旅行記』にある「一軒の金曜モスク」はこのモスクを指したと考えられる。同様の「七軒のモスク」については明らかでないが、『諸モスクの庭園』によると一七世紀末には大宰相カラ・ムスタファ・パンジャ Kara Mustafa Paşa (一六八三年歿)によって「肉屋たちのモスク Kassâhlar Mescidi」が建物の二階に建てられ⁽¹⁶⁾、一八世紀には皮鞣工ハジ・アフメト・アー el-Hâc Ahmed Ağa によって「皮鞣工たちのモスク Debâğlar Mescidi」が同じく建物の二階に建てられた⁽¹⁷⁾。

このように、皮鞣工がモスクの建設を通してイエディクレ周辺の開発や整備に積極的に貢献していたことは注目に値すると言えよう。他方、修道場に関して得られる情報は現状では乏しいと言わざるを得ないが、先行研究によれば、一八世紀末にセイイド・ムハンメド・ババ Seyyid Muhammed Baba (一七九九—一八〇〇年歿)という人物がこの地区にある修道場の長⁽¹⁸⁾を務め、その修道場はベクタシー教団に属し、一九世紀初頭にはセイイド・メフメト・ババ修道場 es-Seyyid Mehmed Baba Tekkesiと呼ばれていた⁽¹⁸⁾。

イエディクレ周辺には先述の七軒の水場に加えて「ガチョウの泉 Kazlıçeme」と呼ばれる泉が存在した。その起源や用途には現時点で不明な点が多いが、先述の『旅行記』を始めとする一七・一八世紀の著作のなかで泉の由来に関する伝承が度々言及されており、また、この泉が二〇世紀前半においても周辺の皮鞣工場に水を供給していたという事実から、本稿の対象とする一七・一八世紀においても同地区の生活・工業用水の供給に重要な役割を果たしていたと推察される。

公衆浴場については、イスタンブル市壁内外の公衆浴場の分布・賃借人・運営者に関する一七六六年付けの調

査記録にその存在を裏付ける記述がある。名称の記載はなく、「イエディクレの外 (Haric-i Yedikule)」とのみ記されたこの浴場は前述のカラ・ムスタファ・パシヤのワクフ財源であり、当時の賃借人であるハジ・メフメト・アー Hacı Mehmed Aga が浴場運営者 (geçirge mutessarı) も兼務していた⁽²¹⁾。また、後述する一七二六—二八年の商工民調査記録によると、ここでは浴場運営者と四人の三助 (dârik) を含む計七人が働いていた⁽²²⁾。

これらの施設に加えて日常生活と密接に関わる店舗や工房も立地していた。表Iは一七二六—二八年においてイスタンブル法廷で作成されたイスタンブル商工民の人口や店舗・工房の分布に関する調査記録を分析し、イエディクレ周辺で働く商工民の人数を業種ごとにまとめた結果である⁽²³⁾。これによれば、公衆浴場を含む計二四業種の商工民が同地区で活動していた。業種によっては記載された人数に親方以外の商工民(職人や徒弟など)を含むか否かが判然とせず、また、状態の不完全な記録もあることから⁽²⁴⁾、実際にはこの人数よりも多くの商工民がいたと推察される。これらの業種のうち「家畜利用業」が八件(皮鞣工、羊・牛屠畜場の作業員、蠟燭工、腸線工、荷鞍工、ブーツ工、馬具工)と最も多くを占め、その人

数も七二三人(うちムスリム四四七人)と最多である。しかし、ここでより重要なことは、人数こそ少ないものの七件の食品関連業(食糧雜貨商、コーヒー屋、パン屋、チョコレート屋、スイート屋、焼きレバー屋、羊足屋⁽²⁵⁾)や公衆浴場、洗濯人と古靴屋(或いは古物屋、靴修理工⁽²⁶⁾)、床屋といった日常生活に不可欠なあらゆる業種が観察される点であろう。また、屠畜や皮革加工と密接に関わる鍛冶工やナイフ工、さらには銃工の存在も注目に値する。前述の『旅行記』に見られる糊工と商業施設であるハーンに関する記述は当該調査記録に見られないが、後者は料理人(şef)と共に一七二六年の法廷記録にその存在が確認される⁽²⁷⁾。

このようにイエディクレ周辺では皮鞣業を始めとする家畜利用業の工房の建設とともに、商工民たちの生活に必要な環境の整備も進められた。そして一般市民の生活空間から一定の距離を置くこの地区には、皮鞣工や屠畜業者などの商工民が多数を占める独特な「集落」が形成されたのである。ただし、彼らの生活が必ずしもこの地区のなかで完結していたわけではなかったことにも注意を払う必要があるだろう。皮鞣工についていえば、イエディクレ周辺で働く数人の親方が組合規約に反して自宅

表 I : イェデクレ周辺の商工民 (1726~28 年)

職 業	ムスリム	ズインミー	合 計	備 考
皮鞣工 (debbâğ)	224	0	224	うち親方 65 人, 職人・徒弟 159 人
羊屠畜場の作業員など (selhâne ricâlisi)	52	190	242	政府直属の屠畜場 (mirî selhâne) を含む 12 軒の屠畜場
牛屠畜場の作業員など (gâv selhânesi ricâlisi)	10	1	11	6 軒の屠畜場
蠟燭工 (mûmçu)	38	82	120	親方と作業員の人数, 49.5 軒の工房
腸線工 (kirişci)	120	0	120	
荷鞍工 (semerci)	2	0	2	一方は他方の協業者 (şerik)
ブーツ工 (çizmeci)	0	3	3	
馬具工 (serrâc)	1	0	1	ナイフ工を保証
食料雑貨商 (bakkâl)	0	17	17	ディミトリ Dimitri が全員を保証
コーヒー屋 (kahveci)	5	0	5	
パン屋 (habbâz)	0	11	11	セマヴェン Semaven v. Memeri? が全員を 保証
チョコレク屋 (çörekci)	3	1	4	
スイミト屋 (simitci)	2	1	3	
焼レバー屋 (çevrenci)	0	8	8	ウストヤン Ustoyan が全員を保証
羊足屋 (paçacı)	0	4	4	
公衆浴場 (hammâm)	7	0	7	うち 4 人が三助 (dellâk), 浴場運営者ハ ジ・オスマン hammâmçı el-Hâcc ‘Osmân b. Ahmed が全員を保証
洗濯人 (çamaşırcı) と 古物屋/古靴屋/靴修理 工 (eskici)	0	3	3	
床屋 (berber)	7	0	7	アリー ‘Ali b. ‘Abdullâh が全員を保証
アバ工 (‘abâci)	0	24	24	イートバシユであるデルチヨ Delço v. Ustoyan による申告
毛皮屋 (kürkcü)	0	3	3	
鍛冶工 (na‘band)	0	12	12	
銃工 (tüfenkci)	4	2	6	
ナイフ工 (bıçakçı)	1	0	1	馬具工を保証
菜園労働者 (bağçevân)	2	7	9	ウスタ・ハサン Usta Hasan b. ‘Ali が全員 を保証
合 計	478	369	847	

(menzil) で皮を鞣した旨が一六九七年の法廷記録に記されており、そのうちムスタファ Mustafâ b. Ramazan は市壁内のジバリ門 Cibâlî Kapısı 周辺に、メフメト・チェレビー Mehmed Celebi b. Mustafâ はイエニバフチ Yeñibâgçe に自身の住宅を所有していた。⁽²⁸⁾この他にも一七四五年付けのアスケリー遺産管理法廷台帳には、イエデイクレ皮鞣工房群の親方ハジ・ムスタファ Hâce Mustafâ b. Emrullah が市壁内南西部の「毛皮商ハジ・ヒュセイン街区 Kürkü el-Hâce Hüseyin Mahallesi」に住んでいたとする記録がある。⁽²⁹⁾これらの事例から他地区に住居を構える皮鞣工の人数や割合、住宅の地理的分布といった問題を明らかにすることはできないが、少なくとも一定の経済力をもつ親方のなかには自身の住居からイエデイクレ皮鞣工房群に通う者もいたのである。他方、後述するように、この工房群の周辺ないし内部には「独身部屋 (bekâr odası)」と呼ばれる独身者向けの簡素な集合住宅⁽³⁰⁾が建てられており、また、エヴリヤ・チエレビーがイエデイクレ周辺の状況を「独身者の市場 (mücerredân bazarı)」と形容していることから、主に職人や徒弟で構成されたであろう独身者たちはこの独身部屋を住まいとして利用していたと考えられる。

二 皮鞣工による部外者の受入れと雇用
冒頭でも触れたように、エヴリヤ・チエレビーは雇用と養育をめぐる皮鞣工に固有の慣習について記述を残しているが、それは以下のとおりである。

彼ら（皮鞣工）のなかに人殺し (kanlı) や強盗 (haramî) がやってきても、決して当局 (hakim) に引き渡すことはない。しかし、その人殺しが彼らの手から逃れることも、またできないのである。彼らに犬の糞の鞣剤 (köpek necisi kirdiman) を作るように命じる。「その者は」間違ひなく「罪を」後悔し、改心して一人前の技術を身につける。⁽³¹⁾

従来、この記述を根拠に自治的・自律的な皮鞣工組合像が提示されてきたのであるが、その根拠としては不充分と言わざるを得ない。元よりエヴリヤ・チエレビーは庇護者であるメレキ・アフメト・パシャ Melek Ahmed Paşa (一六六二年歿) の失脚に大きく関与した皮鞣工を「無慈悲で暴力的な商工民 (zorba esnafı bî-insâf)」と見做していた。⁽³²⁾このことを考慮すれば、こうした皮鞣

工の慣習について、まずその実態を他の史料によって跡付け、その上で皮鞆工組合や都市当局の対応といった問題を含めて具体的に考察する必要があると考えられるのである。本稿ではこれらの問題について、一七二六―二八年の法廷記録に記されたイエディクレ皮鞆工房群の事例をもとに検討したい。

皮鞆工による部外者の受入れと雇用の実態について、一七二八年の法廷記録に次のような記述がある。イエディクレ周辺において三日月刀 (pala) と銃 (tabanca) の携帯を理由に盗賊 (eskrya) と見做されて逮捕されたイブラヒム Kelbir? İbrahim という者が、事情聴取の際に「皮鞆工は全員、悪い状態 (şu'ı ha) にある」と陳述した。事態を重く見たカーディーは皮鞆工組合を法廷に召喚し、以後、得体の知れない盗賊 (meçhulî-ahvâl ekkyra) と部外者 (ecanıb) を受け入れず、工房に住まわせないことを約束させたのであった。このときカーディーは過去の事件を引き合いに出して当該組合を戒めたが、その事件とは以下のとおりである。イエディクレ周辺にあり、ハジ・ハムザ el-Hâcc Hamza のワクフに属する二七の独身部屋は、そこを出入りする皮鞆工の「退廃と悪行 (fesada ve sekavet)」によって「不信心者の

住み家 (me'vâ-yi feseka)」と化しているという報告がイスタンブル法廷に寄せられた。これを受けたカーディーはこの独身部屋の破壊と再建の禁止を命じ、その場所は羊毛の倉庫 (yapagi mahzeni) と監視係の部屋 (bekci odası) とされた。その後、皮鞆工房の内部にも「不信心者の住み家」と化した独身部屋があるという報告を受けたカーディーは官憲 (orta çavus kulları) にその破壊を命じ、以後、工房内に独身部屋を作らないこと、「自身に固有の徒弟 (şakird)」以外の者を雇用しないことを皮鞆工組合に警告した⁽³⁴⁾。

このように、先述の『旅行記』の記述内容と類似した現象がこの事例からも明瞭に観察される。すなわち、皮鞆工親方のなかには「盗賊」や「部外者」を受け入れて自身の工房や独身部屋に住ませ、正規の徒弟とは別に雇用する者がいたのである。さらに、彼らによる工房や独身部屋を拠点とした不正行為がイエディクレ周辺の治安を悪化させていたことや、カーディーがこうした事実以前から懸念を抱いていたことをも看取することが可能である。また、カーディーはその対策として独身部屋の破壊を命じたほか、皮鞆工組合に対して再発の防止を警告しており、このことから部外者の受入れや雇用の抑

止力として当該組合の管理・監視機能に一定の期待を寄せていたと考えられる。

しかし、カーデイーは組合の管理や監視のあり方を不充分と判断したとき、アヒーババ (ahībābā) やケトヒユダー (kehūdā) といった組合役員を罷免するという強硬策に出ることもあった。一七二六年の法廷記録によると、肉屋組合はイエディクレ皮鞣工組合のアヒーババであるイマーム・ハジ・ムーサ İman el-Hācc Mūsā b. el-Hācc Mehmed とケトヒユダーであるイスマイル İsmā'īl b. İbrāhīm を相手取り、皮鞣工の工房や住宅は「荒くれ者の巢窟 (dārū'n-nevve)」であり、皮鞣工は「嘘偽り (tezvīrāt) [ごまかす] 混乱 (fesād) を引き起こそうとする者たちの集まり」であると法廷で陳述した。そして、彼らは「悪事を企む会合 (akd-ı meclis-i serr)」を開いて様々な「悪事や詐欺 (habāset ve tezvīrāt)」を話し合い、肉屋を脅すなどして鞣す前の皮を不当に安く仕入れていると訴えた。これを受けて前述のアヒーババとケトヒユダーは、以後、皮鞣工の工房や住宅に「悪党や無法者 (muḥsīd ve müzevvir es hās)」を受け入れないことを約束した。⁽³⁷⁾ しかしその後、「皮鞣工」呪われるべき悪党 (mel'anet ve habāset)

であり、相変わらず連帯して「既定の価格で」鞣す前の皮を買おうとしない」と肉屋組合が訴え出たため、カーデイーは前述の組合役員の罷免に踏み切り、ともに皮鞣工親方であるハジ・アブドゥツラー el-Hācc 'Abdullāh b. Mustafā とセイイド・アフメト es-Seyyid Ahmed b. 'Alī をそれぞれ新たなアヒーババとケトヒユダーに任命した。⁽³⁸⁾ この新役員はカーデイーの指示に従って肉屋組合と和解を果たしたが、アヒーババを罷免されたムーサは、その協業者 (serik) であるオスマン Osman とともに不正行為を理由に処罰されたのであった。⁽⁴⁰⁾

皮鞣工が皮を安く仕入れる目的で肉屋に対して詐欺や脅迫を働いたとする肉屋組合の証言は、彼らの不正行為の実態を知る上で重要である。こうした不正行為をめぐり、旧役員は当初、カーデイーの指示に従う素振りを見せたが、状況の改善が見られなかったことからカーデイーによって罷免され、さらにはアヒーババ自身が不正行為によって処罰されるに至った。その一方、新役員は就任直後から肉屋組合との関係改善を図ったように、カーデイーに対して従順な態度を示した。これらのことから、組合役員の組合構成員とカーデイーに対する態度や両者との関係は役員各人で異なっていたと言えよう。また、

この新役員が親方から選ばれたことを考えると、すべての皮鞆工親方が部外者の受入れや不正行為に加担ないし賛同していたわけではなく、なかにはカーディーによる取締りを支持する者もいたと見てよいだろう。

これまでの考察から、イエディクレ周辺の治安を悪化させた最大の要因は、部外者を受け入れて雇用し、彼らと共に不正行為を働く皮鞆工にあったと理解される。また、他の業種でも皮鞆工と同様の不正が行われたことを明瞭に示す史料は現時点で確認されないことから、皮鞆工以外の商工人は多くの場合、先述の肉屋組合のようにその被害者であったと考えられる。しかし、カーディーはこうした治安の悪化をイエディクレ周辺全体の問題として捉え、同地区のすべての商工人に対応を迫ることもあった。一七二六年の法廷記録には、イエディクレ皮鞆工房群で発生した遺体発見事件を受けてカーディーが実施した同地区の治安改善策に関する記述がある。それによると、カーディーはまず同地区で働く皮鞆工、肉屋、蠟燭工、料理人の親方とハーン管理人 (Hanci) を法廷に召喚し、「前述の地区は法廷 (hükam) や警察 (şahitlar) から遠いために愚者の住処 (makarr-i erâzil) となり、ムスリムや非ムスリムの得体の知れな

い者たち (meçhul-i-hal kimesneler) が多数集まっている」と指摘した上で、「治安は」親方たちによる警戒と注意にかかっている」と通告した。そして、前述のすべての親方に対して互いの身元と自身の下で働く職人・徒弟・従業員らの身元を保証するように命じ、その内容を法廷台帳に記録することを決定したのであった。⁽⁴³⁾

この事例において皮鞆工房群での遺体発見事件が大掛かりな治安改善策の契機となったのは、先述のようにカーディーが以前よりイエディクレ周辺の治安悪化の要因を皮鞆工に見ていたためであろう。先述の事例とは異なり、ここでは同地区のあらゆる商工人を対象に「警戒と注意」の呼び掛けや身元の把握が行われた。これは、当局の監視の目が届き難い同地区の閉鎖的な環境を考慮したカーディーが、治安の改善にはあらゆる商工人の協力が不可欠と判断したためと考えられる。また、皮鞆工の悪習が他の商工人に拡大することを防ぐ目的もあったと推察される。

三 皮鞆工組合による構成員の監督と処罰

前章で検討した一七二六―二八年の事例では、カーディーはイエディクレ皮鞆工組合の運営に対して様々なか

たちで干渉しつつ、それと同時に皮鞣工組合による自主的な取締りにも一定の期待を寄せていた。その取締りの実態をこの事例との関わりのみで検証することは史料上の制約から困難であるが、少なくとも一七世紀の皮鞣工組合は、他の同職組合と同様に、不正行為に対してカーディーとの協力に基づく主体的な取締りを行っていたことがE・イの研究によって知られている。すなわち、組合規約の違反者は組合役員やカーディーによって態度を改めるように忠告・警告され、それでも改善されない場合は流刑・投獄などの処罰が下されたが、その際、違反者を法廷に連行するか否か、また、いかに処罰するかといった問題は同職組合が決定し、カーディーはそれを補助するに留まったのである。⁴⁴ただし、同職組合の一般的性格の解明を目指した彼女の研究では皮鞣工組合に固有の性格や問題が十分に考慮されているとは言い難く、また、論拠となる事例のさらなる蓄積が必要であるように思われる。そこで本稿では、皮鞣工組合による取締りの実態について、組合規約の違反を理由に処罰されたハーフス・セイイド・ハジ・アフメト Halız es-Seyyid el-Hâcc Ahmed に関する一七八四—九三年の事例に依拠して検討したい。

このアフメトという人物はイエディクレ周辺の皮鞣工親方であり、コジャ・ムスタファ・パシヤ・モスク Koca Mustafâ Paşa Câmi'i Şerif の礼拝指導者 (imâm) でもあった。一七八四年、イエディクレ皮鞣工組合はアフメトが皮鞣工のセイイド・ハジ・フェイズツラー Seyyid el-Hâcc Feyzullah と手を組み、絶えず他者を罵倒 (ifâle-i lisân) するほか、仲違いを引き起こして組合の秩序を乱していると法廷で訴えた。彼らはこの訴えを受け、以後、自身に割り当てられた皮を鞣すことに専念し、皮鞣工組合の会所 (tonca) ⁴⁵には近づかず、組合の事柄に干渉しないことを約束した。ところが一七九三年になると、前述のアフメトは依然として改心せず、皮鞣工のセイイド・ハジ・オメル es-Seyyid el-Hâcc 'Omer という人物を従わせ、組合役員の指示や規約に反発しているとして再び訴えられた。そして組合は、度重なる忠告にも耳を貸さない彼らを他所に追放 (dîyar-ı ahire ney ve icla) するようカーディーに要請した。この訴えを受けてオメルは改心することを約束し赦免されたが、頑なに反抗するアフメトはボズジャアダ島 Bozcaada に流刑された。⁴⁶それからおよそ一ヶ月後、アフメトが改心したことを役員がカーディーに報告したため、以後、皮

鞆業の割当て (Jesse) を購入することによって皮鞆工組合の事柄に干渉せず、前述のモスクにおける礼拝指導者の職 (imane) にのみ従事することを条件に彼の釈放が認められたのであった。⁽⁴⁷⁾

ゴジャ・ムスタファ・パシヤ・モスクの礼拝指導者であるアフメトが皮鞆業に参入した理由や不正行為を働いた動機は明らかでないが、この事例からも皮鞆工による主体的な取締りと、そこでのカーディーとの協力・連携を見てとることができよう。皮鞆工組合は、組合内の秩序を乱すアフメトに対して態度の改善を度々要求し、カーディーの前でもその旨を約束させた。しかし、アフメトが一向に態度を改めないため、組合はカーディーに対して彼の流刑および組合からの追放を要請したのである。ただし、皮鞆工組合の役員には先述のムーサのようにカーディーに対して非協力的な者や自ら不正を行う者もいたことに注意を払う必要があるだろう。つまり、カーディーとの関係が良好ではない組合役員の下では、構成員の処罰をめぐってカーディーからの協力が得難く、その取締りは十分に機能しなかった可能性が考えられるのである。

おわりに

以上、本稿では一七・一八世紀のイエディクレ皮鞆工房群を例に、皮鞆工房群と周囲の環境、部外者の受入れ・雇用をめぐる皮鞆工に固有の慣習、そして組合による構成員の監督と処罰について検討を試みた。

悪臭や汚水を伴う皮鞆業の工房は一般に都市の周辺部に立地するが、イエディクレ皮鞆工房群ではそうした立地の傾向がより顕著であった。それに加え、周囲に屠畜場や腸線工房といった「家畜利用業」の建物のほか、住民の生活に必要な宗教・公共施設や店舗・工房が併設されたことも当該工房群の特徴と言えよう。修道場などの幾つかの施設に関する具体的な検討は今後の課題としなければならぬが、こうした立地・環境条件と生活機能の整備によって、イエディクレ周辺には「家畜利用業」の商工民が住民の多数を占める閉鎖的な集落が形成されたと考えられる。ただし、皮鞆工親方のなかには他地区に住宅を構える者もいたことから、彼らの生活は必ずしもこの地区のなかで完結していたわけではなく、また、都市当局によってその範囲を制限されるようなこともなかったのである。

従来、エヴリヤ・チェレビーの記述によつて研究者の間で知られていた皮鞣工による部外者の受入れと雇用の慣習は、法廷記録の分析からも跡付けられた。イエディクレ周辺の治安を悪化させたこの慣習に対して、カーデイーは警戒の呼び掛けや独身部屋の排除、組合役員の罷免と任命、親方らの身元の確認などの施策によつて、皮鞣工組合の運営や時には当該地区のあらゆる組合の運営に積極的に干渉した。他方、皮鞣工組合ではこの問題をめぐつて意見の一致は見られなかった。組合の態度や方針はその時の役員によつて異なり、親方のなかには部外者の雇用に関与する者もいれば、カーデイーによる取締りを支持する者もいたのである。このことから、皮鞣工組合は必ずしも役員の下で強固に結束した「一枚岩」の組織ではなかったとすることも可能であろう。

このように皮鞣工が部外者を雇用した要因は明らかでないが、そのひとつには、閉鎖的かつ苛酷な労働環境にあった皮鞣業において、必要な労働力を確保するために部外者や罪人を雇用せざるを得ない事情があったのではないだろうか。これについては類似した状況下にあった層畜業などと比較しつつ検討を進めてゆく必要があるだろう。

皮鞣工組合は構成員の不正行為に対して、カーデイーと連携しつつ、忠告・警告や流刑、組合からの追放などの手段を講じて事態の改善を図った。こうした監督と処罰のあり方は概ね他の同職組合と同様であったが、それが機能し得たのは、組合役員とカーデイーが互いに協力的であつた場合に限られると見てよいだろう。皮鞣工組合は仕入れや販売などの問題をめぐつて他の同職組合と法廷で争わなければならなかったことを考えると、役員は概ねカーデイーと良好な関係を築くよう努めていたと推察されるが、こうした組合役員とカーデイーの関係の解明には、今後、より多くの役員の事例を蓄積し、通時的に分析する必要があるだろう。

註

- (1) 同職組合史研究の現状と課題については、拙稿「オスマン朝下の同職組合に関する研究動向と課題——イ・ウンジョンのイスタンブル研究に寄せて——」『史学』七三巻二・三号(二〇〇四年)、一四七—一五〇頁およびKala, Ahmet, "Osmanlı Esnah ve Sanayisi Üzerine Yapılan Çalışmalarla İlgili Genel Bir Değerlendirme", *Türkiye Araştırmaları Literatür Dergisi*, 1/1 (2003), pp. 245-266; Hanna, Nelly, "Guilds in Recent Historical Scholarship",

in Salma K. Jayyusi (ed.), *The City in the Islamic World*, vol. 2. Leiden/Boston, 2008, pp. 895-921; Faroqi, Suraiya, *Artisans of Empire: Crafts and Craftspeople Under the Ottomans*. London/New York, 2009, pp. 1-22 を参照。なお、ファローキーの研究については筆者による書評（『イスラム世界』七四巻（二〇一〇年）・二二二―二二八頁）がある。

(2) 拙稿「一八世紀イスタンブルの同職組合―家畜利用業種の分析から―」『日本中東学会年報』二〇巻二号（二〇〇五年）・二二二―二四三頁。

(3) アフキヤーム台帳の史料性格については一先ず、拙稿「一八世紀イスタンブルの同職組合」二三四頁を参照された。

(4) Evliya Çelebi b. Derviş Muhammad Zilî, Robert Dankof, Seyit Ali Kahraman & Yücel Dağlı (eds), *Evliya Çelebi Seyahatnamesi*, vol. 1, 2nd ed., İstanbul, 2006, pp. 192, 322.

(5) Gibb, Hamilton & Harold Bowen, *Islamic Society and the West*, vol.1, pt.1, Oxford, 1950, pp. 290-291; Baer, Gabriel, "The Administrative, Economic and Social Functions of Turkish Guilds", *International Journal of Middle East Studies*, 1 (1970), p. 49; Yi, Eunjeong, *Guild Dynamics in Seventeenth-Century Istanbul: Fluidity and Leverage*, Leiden/Boston, 2004, pp. 47, 104.

(6) 以下、イスタンブル・シャリイア法廷台帳を典拠として示す際は ISS と略記し、台帳番号、頁・段落数、日付

オスマン朝下イスタンブルにおけるイエディクレ周辺

の順に記す。なお、本稿では同台帳の第三三巻に限り、その一部を校訂・転写した Kurun, Timur (ed.), *Mahkeme Kayıtları İçerisinde 17. Yüzyıl İstanbul'unda Sosyo-Ekonomik Yaşam*, vol. 1, İstanbul, 2010 を用いた。その他の法廷台帳（アスケリー遺産管理法廷台帳を含む）については、イスラーム研究所 İslâm Araştırmaları Merkezi（イスタンブル）所蔵のマイクロフィッシュを参照した。

(7) 以下、この地区を「イエディクレ周辺」と記す。

(8) イスタンブルの皮鞣工房群の立地・分布については、拙稿「一八世紀イスタンブルの同職組合」二三〇頁を参照されたい。

(9) エヴリヤ・チェレビーの『旅行記』には三〇〇軒、一六世紀後半から一八世紀までの行政文書および法廷記録には三二〇―三六〇軒と記されている（拙稿「一八世紀イスタンブルの同職組合」二三〇頁）。その他、イエディクレ皮鞣工房群の賃貸借関係をめぐる一七〇八年付けの調査記録には、当時「四三五と三分の二軒」の皮鞣工房がマヤンフィア・ワクフから賃貸されていたことが記されている（Baskakanlık Osmanlı Arşivi, EV, HMH, d. no. 1561, 3 Ca 1120 (21/7/1708)）。なお、当該ワクフ設定文書には僅か二七軒とあるが（Vakıflar Umum Müdürlüğü (ed.), *Fatih Mehmet II Vakıfeleri*, Ankara, 1938, p. 211）、一六世紀以降の軒数と比べて極端に少なく、その間に大規模な増築がなされたという事実は現時点で史料から確認されないことから、この数値の正確性については今後

のなる検証が必要であらう。

- (10) Raymond, André, "Le déplacement des tanneries à Alep, au Caire et à Tunis à l'époque ottomane: un "indicateur" de croissance urbaine", *Revue du monde musulman et de la Méditerranée*, 55-56 (1990), pp. 34-35. 具体的な事例としてはカイロ・アレクボ・チュニスに関する Raymond, "Le déplacement des tanneries", pp. 35-42 のほか、カイセリ・エレーリ・ブルサに関する Faruqi, Suraiya, *Towns and Townsmen of Ottoman Anatolia: Trade, Crafts and Food Production in an Urban Setting, 1520-1650*, Cambridge, 1984, p. 160 が参照。
- (11) このことは以下の文献に収録されたイスタンブル古地図史料からも見ることが可能である。Topkapı Sarayı Müzesi (ed.), *Hünername Minyatürleri ve Sanatçıları*, İstanbul, 1969, plan 37; Melting, Antoine Ignace, *Voyage pittoresque de Constantinople et des rives du Bosphore, d'après les dessins de M. Melting, architecte de l'empereur Selim III, et dessinateur de la sultane Hadîdjé sa soeur*, İstanbul, 1969, plan 48; Kafescioğlu, Cigdem, *Constantinopolis / İstanbul: Cultural Encounter, Imperial Vision, and the Construction of the Ottoman Capital*, Pennsylvania, 2009, p. 29, fig. 16.
- (12) 先述のワクフ設定文書には三二軒の屠畜場と六軒の腸線工房がその財源として建設されたとある (Yakıflar Umum Müdürlüğü, *Vakıfveleri*, pp. 210-211)。
- (13) Evliya Çelebi, *Seyahatnamesi*, vol. 1, p. 192.
- (14) Evliya Çelebi, *Seyahatnamesi*, vol. 1, p. 192.
- (15) Ayvansarayî Hüseyin Efendi, Ali Sâit Efendi & Süleyman Besim Efendi, Ahmed Nezh Galitekin (ed.), *Hadikatü'l-Cemâni' (İstanbul Camileri ve Diğer Dinî-Sivil Mir'atı Yapıları)*, İstanbul, 2001, p. 301. このモスクは「ファーティフ・モスク Fatih Camii」の名称で現存し、「カズルチェンヌメ・モスク Kazlıçeşme Camii」と呼ばれることもある (Yelmen, Hasan, "Kazlıçeşme", in *Dünden Bugüne İstanbul Ansiklopedisi*, vol. 4, İstanbul, 1994, p. 513 がその筆者による二〇〇八年の現地調査に拠る)。なお、メフメト二世のワクフ設定文書において、このモスクをワクフ対象とする記述は確認されないが、一四八九―九一年のアヤソフィア・ワクフ会計簿の支出項目には「イスタンブルの塔 (kulle-i İstanbul) の周辺にある皮鞋工房のモスク (mesci-i dekkâni-i dehbâgîn)」という記述があり、この「イスタンブルの塔」がイェネイクレを指すのであれば、このモスクがイェネイクレ・モスクであった可能性は高く考えられる (Yakıflar Umum Müdürlüğü, *Vakıfveleri*; Barkan, Ömer Lütfi, "Ayasofya Camii' ve Eyüb Türbesinin 1489-1491 Yıllarına Ait Muhasebe Bilâncoları", *İktisat Fakültesi Mecmuası*, 23 (1962-63), p. 353)。また、一六六七年度付アヤソフィア・ワクフ会計簿にもワクフ対象としてイェネイクレ・モスクの記載がある (林佳世子「アヤソフィア・ワクフの一年―一六六七年度付収支簿台帳からみるオスマン帝室ワクフの運営―」『明大アジア史論集』三三

卷(二〇〇九年)、九六頁、註二四)。

(19) *Avansarayı, Hadikatü'l-Cemni'*, p. 301. のモスクは「メルズイフオンル・カラ・ムスタファ・モスク Merzifonlu Kara Mustafa Mescidi」の名称で現存する(Yelmen, "Kazlıçesme", p. 513 以下)筆者による二〇〇八年の現地調査に拠る)。

(17) *Avansarayı, Hadikatü'l-Cemni'*, p. 301.

(18) Tannan, M. Baha, "Perişan Baba Tekesi", in *Dünden Bugüne İstanbul Ansiklopedisi*, vol. 6, 1994, p. 242. Vain, Nicolas & Thierry Zarcone, "Le tekke bektachi de Kazlıçesme: I. étude historique et épigraphique", *Anatolia Moderna*, 7 (1997), pp. 80, 91-92. なお「一八世紀のイスタンブル市壁内外の修道場に関して少なくとも二件の調査記録が現存しているが、それらにはイエディクレ周辺の修道場の記録は見られず(Mustafa Kesbi, Ahmet Ögreten (ed.), *İyrenimü'd-ı Devlet (Tahli ve Terkili Metin)*, Ankara, 2002, pp. 326-332; Çetin, Atilla, "İstanbul'daki Tekke, Zaviye ve Hânkahlar Hakkında 1199 (1784) Tarihli Önemli Bir Vesika", *Vakıflar Dergisi*, 13 (1981), pp. 583-590)。

(19) 例えばエヴリヤ・チェレビーは「町の外には一軒の活力を与える泉 (*çeşme-i canfeza*)」があり、そのアーチ天井の下にある四角形の大理石に大理石工 (*mermer-bir*) の親方が一羽のガチョウ (*kaz murgu*) を彫った。如何なる言葉でも表現することができぬほど美しい、まるで生きていようである。民衆の言葉では「ガチョウの泉」

と云う名で知られてゐる」と記している (Evlıya Çelebi, *Seyahatnamesi*, vol. 1, p. 192)。他方、エレムヤ・チェル

ゾー Eremya Çelebi Kömürçyan (一六九五年歿) は「この名前の由来は以下のとおりである。ガチョウが草を食べようとして地面をひっかいて掘り、掘った場所から水が出た。人々もここを掘り、湧水を見つけたので水を引き、泉を作ったのである」と記し (Eremya Çelebi Kömürçyan, Hrand D. Andreasyan (tr.), *İstanbul Tarihi (XVII. Asırda İstanbul)*, İstanbul, 1988, p. 25)。ホヴァネシヤン Sarkis Sarraf Hovhannesyan (一八〇五年歿) は「一羽のガチョウが草を食べる際に、くちばしで地面をひいた。すると地面から水がわき出した。この水を見た人びとが集まって地面を掘り、豊かな水がわき出る泉となったのである。ここに建てられた泉には、この出来事から「ガチョウの泉」という名がつけられた」と記している (Sarkis Sarraf Hovhannesyan, Elmon Hanger (tr.), *Psıyihati İstanbul'un Tarihi*, İstanbul, 1996, p. 31)。なお、現存する泉には一五三七年にメフメト Mehmed と云う人物が建設したとを伝える碑文が存在するが (Yelmen, "Kazlıçesme", p. 513; Ertuğ, Necdet (ed.), *İstanbul Tarihi Çesmeler Kütüphanesi*, vol. 2, İstanbul, 2006, pp. 204-205)、この点に言及した他の史料の存在は管見の限り確認されなから、建設時期や建設者については今後さらなる検証が必要であらう。

(20) Dağtas, Lütfü, *Anadoluda Dericilik*, İstanbul, 2007, p. 34.

- (21) Başbakanlık Osmanlı Arşivi, Cevdet Belediye, no. 2706, 6 Ca 1180 (10/10/1766).
- (22) この他に『イスタンブル百科事典』の「カズルチェシムエメ地区」の項目には「カズルチェシムエメ浴場 [Kazlıçesme Hanamı]」の建物跡の写真が収載されているが、この浴場に関する説明は見当たらない (Yelmen, “Kazlıçesme”, p. 513)。
- (23) 表の作成にあたり二四業種中一八業種はイエディクレ周辺の商工民に関する調査記録である ISS, 24, 79A-2, 7 S 1140 (19/3/1728) に依拠した。他の六業種のうち皮鞣工は ISS, 24, 82A-2, 7 S 1140 (19/3/1728) 羊屠畜場は ISS, 24, 80B-1, 7 S 1140 (19/3/1728) 牛屠畜場は ISS, 24, 82A-2, 7 S 1140 (19/3/1728) 蠟燭工は ISS, 24, 70B-1, 20 Ra 1139 (15/11/1726) 83A-2, 7 S 1140 (19/3/1728) 腸線工は ISS, 24, 45A-1, 1 S 1139 (28/9/1726) スイミット屋は ISS, 24, 76B-2, 26 R 1139 (21/12/1726) に依拠した。
- (24) 例えば皮鞣工に関する記録を見ると、列挙された親方のうち最初の四三人には所属する職人や徒弟(各一一人)の名が記されているが、最後の二二人にはその名が記されていない。また、後述するようにイエディクレ皮鞣工房群には多数の部外者が流入し、皮鞣工として雇用されていたが、彼らの人数もこの記録には含まれていなかったと推察される。
- (25) チョロレクとスイミットは、ともにパンの一種である。当時のイスタンブルで販売されたパンの種類については、一先ず Aynural, Salihi, *Istanbul Degirmentleri ve Firnları: Zahire Ticareti (1740-1840)*, Istanbul, 2001, pp. 111-128 を参照せよ。
- (26) エスキジ (eskici) は一般に①古靴を販売する古靴屋、②古着などを主にビト市場 Bithazarı で販売する古物屋、③公衆浴場の出入り口や自身の工房で作業する靴修理工の三業種の名称として用いられたが(拙稿「一八世紀イスタンブルにおける靴産業の同職組合」『オリエント』四八巻一号(二〇〇五年)一六六頁、註五九)この中でエスキジをいずれかの業種に特定することは現時点では史料の制約から困難である。
- (27) ISS, 24, 78A-2, 24 R 1139 (19/12/1726)。また、エヌムヤ・チャムローの記録からのみ居酒屋の存在が確認される (Eremya Çelebi, *Istanbul Tarihi*, p. 25)。
- (28) ISS, 23, 35A-2, 20 C 1108 (14/1/1697); 35B-1, 21 C 1108 (15/1/1697)。
- (29) Kismetçi Askeriye Mahkemesi Ser'iye Sicil Defterleri, 90, 4A-4, 17 N 1158 (13/10/1745)。
- (30) N・サカオールや R・E・ロチュによる事典項目を除くと、独身部屋について正面から取り組んだ研究は管見の限り見当たらない (Sakaoglu, Necdet, “Bekar Odaları”, in *Dünden Bugüne İstanbul Ansiklopedisi*, vol. 2, İstanbul, 1994, pp. 123-124; Kocu, Resad Ekrem, *İstanbul Ansiklopedisi*, vol. 5, İstanbul, 1961, pp. 2392-2410)。なお、エヴリヤ・チェレビーの『旅行記』によるイスタンブル各地に点在する独身部屋には部屋長 (odabaş) や管理人 (hâkim, zâbit) がおり、保証人 (kefil, zammân) の

ある者に限り入居可能であった。また、エヴリヤ・チェレビーは住民を「スズメバチのような男ども (sarca arilerler)」と表現し、その血気盛んな様子を強調している。例えば、四〇〇の部屋からなるヨルゲチェン部屋 Yolgecen Odalan では、必要とあれば一〇〇〇人の武装した若者が飛び出してくると記している。ただし、イエディクレ周辺の独身部屋に関する言及はない (Eviyâ Celebi, *Seyahatnâmesi*, vol. 1, p. 155)。

- (17) Eviyâ Celebi, *Seyahatnâmesi*, vol. 1, p. 192.
(18) Eviyâ Celebi, *Seyahatnâmesi*, vol. 1, p. 322. 同史料のカスムバシヤ皮鞆工房群に関する説明のなかにも類似した記述がある (Eviyâ Celebi, *Seyahatnâmesi*, vol. 1, p. 207)。
(33) 『旅行記』に記された「我が主人である故メレキ・アフメト・バシヤ Melek Ahmed Paşa が一〇〇六／一五九七—九八年 (正しくは一〇六一／一六五一年) に大宰相職から罷免されたのは彼ら (皮鞆工) のせりである。つまり無慈悲で暴力的な商工民なのである」という記述に拠る (Eviyâ Celebi, *Seyahatnâmesi*, vol. 1, p. 322)。なお、この騒乱に *çevreli Yi. Guild Dynamics*, pp. 213-225 および拙稿「オスマン朝下の同職組合に関する研究動向と課題」一五八一—一五九頁を参照。
(34) *İSS*, 24, 82A-3, 7 S 1140 (19/3/1728).
(35) 独身部屋にならず者や失業者が集まり、周囲の治安を悪化させる現象は他の地区でも広く見られたと考えられる。例えば、一八世紀後半のアトバザル Atbazari 地区の

独身部屋に *çevreli* Reâik, Ahmet, *Hicri On İncinci Asrda İstanbul Hayatı (1100-1200)*, İstanbul, 1930, pp. 185-186, no. 226 を参照。

- (36) 皮鞆工組合の役員については、拙稿「一八世紀イスタンブルの同職組合」二三〇頁を参照。
(37) *İSS*, 24, 39B-2, 25 Z 1138 (24/8/1726)。なお、肉屋と皮鞆工による皮の売買については、拙稿「一八世紀イスタンブルの同職組合」三三三—三三五頁を参照のべよう。
(38) *İSS*, 24, 39B-3, 25 Z 1138 (24/8/1726)。新たなアヒーババとケトコニダーへの勅許状 (berat) の発給をカーディが政府に要請した報告書 (tâam) によれば *İSS*, 24, 55A-4, 24 S 1139 (21/10/1726); 59A-2, 24 S 1139 (21/10/1726) によれば *İSS*, 24, 55A-3, 24 S 1139 (21/10/1726) を参照。また、この報告書を受けて発給された勅許状の写しによれば *İSS*, 24, 61A-2, 29 S 1139 (26/10/1726) によれば *İSS*, 24, 61A-3, 11 Ra 1139 (6/11/1726) を参照せよ。なお、*İSS*, 24, 61A-2 に *çevreli O. N. エルギン* による校訂がある (Ergin, Osman Nuri, *Mecelle-i Umûr-ı Belediye*, vol. 1, İstanbul, 1922, pp. 549-550)。
(39) *İSS*, 24, 40A-2, 25 Z 1138 (24/8/1726).
(40) *İSS*, 24, 56B-1, 24 S 1139 (21/10/1726)。この不正行為や処罰の具体的な内容については記されていない。
(41) *İSS*, 24, 83A-2, 7 S 1140 (19/3/1728)。ここではカーディが蠟燭工組合に対して得体の知れない盗賊を受け入れないことに加え、いかなる部外者も工房に住まわせないことを警告した旨の記述があるが、実際に蠟燭工がこう

した行為を行っていたことを示す具体的な記述は現時点で見当たらない。

- (42) イエディクレ皮鞆工房群にある一軒の工房の門前で遺体が発見されたという事件である。史料を見る限り死亡原因は明らかでないが、カーディーは皮鞆工房群の通りの中央に位置する「石灰槽 (Kreidk)」と呼ばれる穴の危険性に着目し、再発防止策としてその四方を高さ二・五ズイラー (約一・九メートル) の石ないし石灰の壁で囲い込むように命じ、イエニチエリ長官 (yenigeri agasi) をその監督官 (mübaşiri) に任命した。さらに、当該地区で同様の事件が起きた際、商工民の親方が賠償金 (diyet) を被害者の相続人に、相続人がいない場合は政府に支払うことを決定した。
- (43) ISS, 24, 78A-2, 24 R 1139 (19/12/1726)。なお、この決定を受けて作成されたのが、先述のイエディクレ周辺の商工民に関する調査記録である ISS, 24, 79A-2, 7 S 1140 (19/3/1728) と考えられる。
- (44) Yi, *Guild Dynamics*, pp. 102-105.
- (45) ISS, 51, 104B-1, 11 M 1199 (24/11/1784).
- (46) ISS, 61, 80B-1, 20 Za 1207 (29/6/1793).
- (47) ISS, 61, 95A-2, 24 Z 1207 (2/8/1793).